

事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 4年 3月 31日

事業所名 児童発達支援事業所ひかり園

関係機関や保護者との連携	22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	3	3		
	23 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	3	2		
	24 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	4	2		
	25 移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	1	3		・該当児童なし
	26 移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	1	5		・該当児童なし
	27 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	4	3		
	28 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	4	2		
	29 (自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	1	5		
	30 曰頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6		・連絡帳の活用、送迎時の聞き取りと申し伝え	
	31 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	2	4		
保護者への説明責任等	32 運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	4	2		
	33 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	4	2		
	34 定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6			
	35 父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		6		
	36 子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	6			
	37 定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	3	2		
	38 個人情報の取扱いに十分注意している	5	1		
	39 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	5			
	40 事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	3	2		

事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 4年 3月 31日

事業所名 児童発達支援事業所ひかり園

関係機関や保護者との連携	22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	3	3		
	23 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	3	2		
	24 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	4	2		
	25 移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	1	3		・該当児童なし
	26 移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	1	5		・該当児童なし
	27 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	4	3		
	28 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	4	2		
	29 (自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	1	5		
	30 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6		・連絡帳の活用、送迎時の聞き取りと申し伝え	
	31 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	2	4		
	32 運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	4	2		
	33 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	4	2		
	34 定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6			
	35 父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		6		
保護者への説明責任等	36 子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	6			
	37 定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	3	2		
	38 個人情報の取扱いに十分注意している	5	1		
	39 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	5			
	40 事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	3	2		

事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 4年 3月 31日

事業所名 児童発達支援事業所ひかり園

非常時等の対応	41 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	4	2		・全職員がいつでも見られる位置に保管する。
	42 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6			
	43 事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している	6			
	44 食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	5	1		
	45 ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6			
	46 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	2	4		
	47 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	4	2		・該当児童なし。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。